

令和6年

障害者総合支援法関係事業者説明会資料

(各種サービス等の留意事項)



**令和6年3月27日
姫路市 障害福祉課**



目次

	留意点	対象サービス
①	利用者負担上限額管理事務について	全サービス
②	グループホームの食材料費の精算について	共同生活援助
③	同一日の入退所について	短期入所、共同生活援助、施設入所支援
④	放課後等デイサービスの休業日について	放課後等デイサービス
⑤	放課後等デイサービスの特例超過について	放課後等デイサービス



1 利用者負担上限額管理事務について

利用者負担の上限額管理は**利用者が複数の事業所でサービスの提供を受ける場合**に必要な事務です。

手引き	「利用者負担上限額の管理事務について」 https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/cmsfiles/contents/0000001/1629/jougennkannrisetumei.pdf
届出が必要な タイミング	① 新規 に上限額管理を申請する場合 ②上限額管理事業所を 変更 する場合
届出様式	「利用者負担上限額管理事務（変更）届出書」 https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/cmsfiles/contents/0000001/1629/20210825.pdf
提出方法	<ul style="list-style-type: none">・ 上限額管理事務を行う事業者が、①「利用者負担上限額管理事務（変更）届出書」に②受給者証を添付して提出してください。・ 届出書については、FAXでの受付はしていません。
提出期限	サービス提供月の月末まで
記載上の留意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 児童の場合の氏名は、「保護者氏名(障害児童名)」と記載してください。・ 生年月日は、保護者の生年月日を記載してください。・ 利用者の同意欄、事業者の届出日、変更年月日を必ず記載してください。・ 受給者証の事業者記入欄に、2事業所以上と契約している旨の記載がない場合、複数の事業所を利用していることがわかるよう、届出書の空いているスペースに「〇〇事業所利用」等と記載してください。・ 受給者証の利用者負担上限額管理対象者該当の有無に「該当」と表記されていない場合は、上限額管理は不要です。「該当」であっても、サービスの利用が1事業所のみである場合は、上限額管理は不要です



2 グループホームの食材料費等の精算について

グループホームの食材料費は、利用者から**実費のみ徴収可能**です。
徴収額と経費の収支の計算を行い、過大に徴収していた場合、**残額を返還する必要**があります。

対象となる障害福祉サービス	共同生活援助
<p data-bbox="81 558 690 725">令和6年度報酬改定に伴い、右記の文言が基準に明記されました。</p> <p data-bbox="81 811 555 861">遵守すべき事項の概要</p>	<p data-bbox="779 558 2466 772">食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者には当該残額を返還することや、当該事業所の利用者に対する今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要がある。</p> <p data-bbox="779 786 2466 943">また、食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者には説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要がある。</p>
精算の頻度	食材料費、光熱水費及び日用品費をあらかじめ徴収する場合には 半年に一度以上の頻度 で定期的に精算し、残額が生じた場合には利用者には返還してください。
保管が必要な記録	<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="779 1215 1567 1265">①精算書（収支の計算を行った記録）<li data-bbox="779 1272 2117 1322">②残額がある場合は利用者には返還した額がわかる領収書の写し



3 同一日の入退所について

同一日にA事業所を退所し、B事業所に入所した場合、当該日の請求は**両事業所とも報酬算定可能**です。

対象となるサービス	<ul style="list-style-type: none">・ 短期入所・ 共同生活援助・ 施設入所支援
留意点	事業所が 同一敷地内 に存在する場合、又は 隣接若しくは近接する敷地 であって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われている場合は算定 不可 となります。



4 放課後等デイサービスにおける休業日について①

放課後等デイサービスにおける休業日とは、
各学校が教育委員会に休業日として届け出ている日のことです。

例外

- ・インフルエンザ等による学級閉鎖は、休業日です。
- ・台風等による臨時休校は、休業日です。

<姫路市立の学校の休業日>

※県立学校等の場合は、異なることがあります。

	休業日	期間
1	国民の祝日に関する法律に規定する休日	
2	日曜日及び土曜日	
3	学校創立記念日（開校記念日）	学校ごとに休業日が異なります。
4	春季休業日	4月1日～ 4月6日まで
5	夏季休業日（登校日も休校日）	7月22日～ 8月28日まで（※）
6	冬季休業日	12月25日～翌年1月6日まで
7	学年末休業日	3月25日～ 3月31日まで
8	前各号に定めるもののほか、校長が特に休業を必要と認め教育委員会に届け出た日	学校ごとに休業日が異なります。

※姫路市立学校管理規則による



4 放課後等デイサービスにおける休業日について②

<卒業式>

区分	卒業式～春休まで	春休み
小6・中3・高3 (卒業生)	通常日	休業日
在校生	通常日	休業日

<入学式>

区分	4/1～春休み	入学式・始業式
小1・中1・高1 (新入生)	休業日	通常日
在校生	休業日	通常日

※入学式・始業式の日が異なる場合や始業式の日は新入生は休業日の場合など学校ごとに異なることがあります。判断が難しい場合は、学校か障害福祉課まで問い合わせください。

<運動会>

Q 土曜日に運動会があり、平日の月曜日に振替休日がある場合の考え方は。

A 運動会のある土曜日は、通常日（授業終了後の単価）。
振替休日の月曜日は、休業日。

※休日に授業参観などがあり、振替休日がある場合も同じ考え方です。



5 放課後等デイサービスの特例超過について

姫路市では、放課後等デイサービスにおいて、**一日当たり定員の2割以内の定員超過（特例超過）**を認めています。

経緯	姫路市障害福祉サービス等支給決定基準において、放課後等デイサービス支給量について、1月当たり14日から19日に変更となったことに伴い、放課後等デイサービスの利用量がサービス供給量を大きく超えることが見込まれるため、特例超過を認めることとします。
ホームページ	「障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱い」 https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000020328.html
人員について	一日当たり定員の2割以内の定員超過、 例えば定員10名で利用者12名を受入する場合、基準人員2名のみでは受入できず、基準人員2名に1名を加えて基準人員3名を配置する必要があります。
報告書の提出	特例超過を行った事業所は 毎月、特例超過報告書を提出 してください。報告書様式はホームページにあります。
特例超過を認める期間	令和7年3月31日まで

